

旅券(パスポート)の手続き内容が変わります

問 スマーク伊勢崎行政センター(☎30-7676)

3月24日(月)から旅券(パスポート)の手続きの方法や手数料などが変わります。
詳しくは市HPを確認してください。

電子申請が拡大します

新規申請などを行う場合に、パソコンやスマートフォンからマイナポータルを通じて申請ができるようになります。

※書面での申請も可能です

※パスポートの受け取りには本人が来る必要があります

申請から受け取りまでの期間が長くなります

申請から受け取りまでの期間が、これまでの6日間から11日間に変更になります。

受け取りまでに時間がかかるようになるため、渡航日程などに合わせ、十分に余裕を持った申請をお願いします。

※受け取りまでの期間は土・日・祝日を除いた期間です



市HP

申請に必要な発給手数料が変わります

マイナポータルを通じた電子申請を利用することで、発給手数料がこれまでに比べ100円安くなります。書面で申請する場合は、発給手数料がこれまでに比べ300円高くなります。

※電子申請をした人は、手数料の支払いを「クレジットカードによる納付」または「収入印紙・群馬県証紙による納付」から選択できます

変更後の発給手数料

種類	金額	現在	変更後	
			書面申請	電子申請
10年		1万6,000円	1万6,300円	1万5,900円
5年 (12歳以上)		1万1,000円	1万1,300円	1万900円
5年 (12歳未満)		6,000円	6,300円	5,900円

福祉医療の資格要件

- 18歳未満の子ども(※)
- 身体障害者手帳の1級または2級の人
- 障害年金の1級(相当)の人
- 特別児童扶養手当の1級または2級の人
- 療育手帳のA判定の人、B1判定の人、B2判定で18歳未満の人
- 自立支援医療費(精神通院)の受給者
- ひとり親家庭=18歳未満の子ども(※)を扶養している母子・父子家庭など

※18歳の誕生日以後の最初の3月31日(4月1日生まれは18歳の誕生日前日)までの子どもを含みます

更新します
中学3年生の子ども資格を
更新します
本年3月31日で終了する資格を更新します。更新手続きは必要ありません。18歳の年度末までの新しい受給資格者証を3月末に発送します。



市HP

子どもやひとり親家庭などの福祉医療制度の認定を受けている人で、受給資格者証の有効期限が本年3月31日までの人は、4月以降の医療費は自己負担となります。

問 年金医療課(☎27-2740)

福祉医療費受給資格者証の有効期限を確認しましょう

他の資格要件に該当する場合は申請してください

左記の資格要件に該当する場合は、申請によって受給資格の認定が受けられます。受給資格の認定は、必要書類の確認ができた日からです。現在の受給資格者証の有効期間が切れる前でも申請することができます。詳しくは問い合わせてください。

福祉医療制度を利用する人へ

自立支援医療など公費負担医療制度に該当する人が受診する場合は、その制度の受給者証も提示してください。

市職員を募集します

問 職員課(☎27-2705)

令和7年度市職員採用試験(令和8年4月採用)を次のとおり行います。

試験区分・申込受付期間・試験の日程

試験区分	試験案内配布・申込受付期間	1次試験の日程
事務1(SPI3) A日程 (大学卒業程度)	3月16日(日)まで	4月
土木(SPI3) (大学卒業程度)		
土木(専門試験) (大学卒業程度)	3月31日(月)まで	5月
土木・電気・機械・建築 (社会人経験者採用) (大学卒業程度)	令和8年1月31日(土)まで	通年実施

※試験案内は市HPからダウンロードしてください。紙での配布はありません

申し込み方法

申し込みはインターネットでのみ受け付けます。市HPまたは試験案内に記載の二次元コードから専用HPにアクセスして申し込んでください。申し込む前に必ず試験案内を確認してください。



市HP

低所得世帯支援給付金の支給が始まりました

問 子育て支援課・給付金特設窓口(☎27-2776)

令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の趣旨を踏まえ、令和6年度住民税非課税世帯に対する給付金の支給が始まりました。対象世帯の世帯主宛に2月下旬に通知を発送しました。申請方法などの詳細は通知を確認してください。

【①非課税世帯給付】

対 令和6年12月13日時点で、市内に住民登録があり、令和6年度の「住民税が非課税」の者のみで構成されている世帯

給付額 1世帯当たり3万円

【②こども加算給付】

対 ①の世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯
※基準日以降に出生した児童も申請により対象となります

給付額 児童1人当たり2万円

いずれも

申

- はがきが届いた人=申請は不要です。はがきに記載されている口座へ振り込みを行います
- 封書が届いた人=同封の確認書を返送してください。詳しくは通知を確認してください

申請期限 7月31日(木)まで

※住民税の修正申告などにより後から本給付金の対象となった人は問い合わせてください



市HP

確認書の内容などに関する問い合わせは給付金特設窓口で受け付けます

通知の内容に関する問い合わせは、給付金特設窓口(☎27-2776)で受け付けます。

時 平日の午前9時~午後5時